

審査及び検査の基本方針

－監査の品質の一層の向上のために－

新	旧
(略) 【視点】 審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。 また、<u>審査及び検査で得られた情報を分析した結果、業界に横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換の場において紹介するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等における検査関係の積極的な意見交換等を通じ、各国当局と協力・連携関係の構築・充実を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信に努めることとする。</u> 【目標】 (略) 1. 審査基本方針 (1) 審査の枠組み (略) (2) 審査の実施 (略) ①・② (略) ③ 効果的な審査の実施 <u>協会の品質管理レビューに係る報告書等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換等により得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。</u> 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を	(略) 【視点】 審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、<u>国際的動向に積極的に対応するとともに、内外に対する情報発信に努めることとする。</u> 【目標】 (略) 1. 審査基本方針 (1) 審査の枠組み (略) (2) 審査の実施 (略) ①・② (略) ③ 効果的な審査の実施 法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど効果的な審査の実施に留意することとする。 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所の品質管理の状況等について報告を求めることとする。

求めることとする。 2. 検査基本方針（略） （1）検査の枠組み ①～③ （略） ④ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。 <u>（注）監査事務所においては、協会の規則に基づき、審査会の検査結果通知書の写しを協会に提出し、また、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。</u> （2）検査の実施（略） （3）検査の手続 審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。 <u>なお、検査に対する監査事務所の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、原則全件、検査モニターを実施することとする。</u> 3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針（略）	2. 検査基本方針（略） （1）検査の枠組み ①～③ （略） ④ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。 （新設） （2）検査の実施（略） （3）検査の手続 審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。 3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針（略）
---	--